

川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年6月25日 午後2時
- 3 閉 会 平成30年6月25日 午後3時40分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、文化財保護課長田中敦子、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成29年度第13回定例会会議録、第14回臨時会会議録及び第15回定例会会議録を承認した。

なお、平成29年度第16回定例会会議録、平成30年度第1回定例会会議録及び第2回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第11号 川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

中央図書館長

館内における利用のルールを改めるため、川越市立図書館管理規則の一部を改正するものである。改正の概要は、館長の許可なく館内で撮影することの規制並びに館内における喫煙及び火気の使用の禁止に係る規定を改正するとともに、所要の規定の整備をしようとするものであり、施行日を公布の日とするものである。また、本規則の改正にあたって、平成30年4月1日から4月30日までの期間において意見公募を実施したところ、特に意見はなかった。

委 員

利用者への周知はどのように行うのか伺いたい。

中央図書館長

図書館4館において掲示するなどして周知を図る。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第12号 川越市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

教育総務課長

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされている。また、同条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用が義務付けられていることから、「川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会」を設置し、委員の選任を行っているものである。今年度の委員については、池田優子氏、眞下英二氏、大野政己氏、島田祐氏の4名であり、池田氏、眞下氏においては、昨年引き続き依頼しようとするものである。

なお、委員の人数については、平成29年度まで3名を委員として懇話会を開催してきたところであるが、かねてから文化財に知見のある方を委員に加えるようにとの意見があったことから、今年度から文化財に知見のある方を新たに委員に加え、4名となっている。

今後のスケジュールは、点検評価懇話会を7月初旬から中旬にかけて2回開催し、点検・評価の内容に関して頂いた各委員からの意見を付した素案について8月の教育委員会定例会での議案審議を経て、平成30年川越市議会定例会（9月議会）に報告書を提出した後、公表する予定である。

委員

昨年度、PDCAサイクルに基づいて評価を行っている。懇話会委員には、その評価を踏まえて意見をもらうようにしてもらいたい。

教育総務課長

今年度は「前年度の改善の方策」の欄を設けており、PDCAサイクルに基づいた評価を各所属にも依頼している。懇話会委員にもその旨を伝え、意見を出してもらう。

(2) 川越市立特別支援学校の平成31年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

平成31年度川越市立特別支援学校生徒募集については、募集人員を高等部16名、入学選考期日を平成31年1月10日とし、近隣の埼玉県立特別支援学校等の選考日を考慮した日程になっており、受験者数の確保を図ろうとするものである。

なお、募集内容について、昨年度からの変更点は特にない。

委員

募集人員16名のうち、半数は市内の生徒か確認したい。

参事兼教育センター所長

半数以上としている。

教育長

市内生徒を半数以上としているとのことであるが、規定があるのか確認したい。

参事兼教育センター所長

規定はない。

委員

特別支援学校という名称のため、敬遠する保護者がいると聞いている。仮に学校の名称を変更する場合、どの程度の期間が必要なのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

平成22年度に、現在の市立特別支援学校へと名称変更を行ったが、関係規則等の改正など、ある程度の期間を要した。名称の募集等から始めるとすると、更に期間が必要であると考ええる。

委員

市内生徒を増やすためにも、名称変更について検討してもらいたい。

教育総務部長

名称を変更するには、条例改正が必要となるため、本市議会定例会への上程が必須であることを補足する。

委員

特別支援学校の「特別」という言葉について、日本人は消極的な解釈をすることが多いため、名称変更を提案する声があがったものであることを補足する。

また、市内生徒を増やすためには、入学選考の方法を変更する必要があると聞いているが、検討しているのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

選考方法の変更について、特に特別支援学校からは聞いていない。

委員

特別支援学校については、市内の特別支援学級等とのネットワークを構築し、その中心的な役割を担ってもらいたいと考える。

参事兼教育センター所長

特別支援学校については、特別支援教育のセンター的機能を発揮していきたいという意向はある。教員が22名いるため、1中学校区1名と割振り、ネットワークの構築等、中心的な役割を果たせるよう進めているところである。

(3) 川越市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）について

副部長兼教育指導課長

本方針の改定案については、平成30年4月の本定例会に上程し、審議いただいたところであるが、これまでに検討してきた本市独自の改定の視点をより明確にする必要があると考えたところである。そこで、平成24年1月に発生した「市内中学生傷害事件」及び平成28年8月に発生した「東松山市地内発生少年死亡事件」の検証報告や再発防止の視点を踏まえた項目には、「川越市の重点」と記し、その部分に下線を付したため、改めて報告するものである。

4月の第1回定例会において指摘のあった、いじめの初期対応の重要性、日ごろのいじめ対応の状況を振り返らせるチェックリストの工夫などについては、本年度の事業を進める際に取り入れていく。

今後の予定については、市長決裁の後、本市議会議長への報告を行う。また、本市ホームページにおいて公開するとともに、全市立学校へ送付、各学校における基本方針の見直しを通知する。

また、市立学校については、本市基本方針の内容の確実な周知が最も重要であることから、全市立学校の校長を対象に説明及び研修の機会を設ける。更に、教頭対象の研修会、生徒指導主任を対象とした研修会の際に、本件について説明し、教員一人ひとりのいじめに対する認識を高めるため、改定内容の周知を進めていく。

教育長

下線の付されている箇所及び「川越市の重点」と記されている部分が本市独自の改定点であり、それが重点となっているのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

重点とした項目については、第3章いじめの防止等のための施策が中心となるが、「市内中学生傷害事件」や「東松山市地内発生少年死亡事件」の検証結果を受け、再発防止の視点を踏まえたものとなっている。学力向上策の推進といじめの問題との関連性などは、庁内の会議においても説明を求められたところであるが、国や県の基本方針にはない本市独自の改定点であり、重点的に取組まなければならない項目については、下線を付したり、重点と明記したところである。

委員

本市独自の改定の視点について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

本市独自の改定の視点について、まず1点目は国、県の改定の趣旨を踏まえるということである。2点目として、本市における重大事件である「市内中学生傷害事件」及び「東松山市地内発生少年死亡事件」の検証結果を踏まえるということである。

教育長

本市独自の視点について、冊子の中に明記すべきと考える。

学校教育部長

冊子の「はじめに」に加えるか、あるいは新たに章立てして明記するか検討を要するが、いずれにしても明記する方向で検討する。

委員

第6章に「各施策の効果を検証し」という文言があるが、誰がどのような方法で検証するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

本基本方針の所管課である教育指導課が、各施策について、浸透しているかなど状況を確認し、検証する。

委員

検証の方法も具体的に示した方が良いと考える。検証の結果をどのように反映していくのか、また、学校や保護者、市民の意見はどのように反映させていくのか、伺いたい。

副部長兼教育指導課長

生徒指導やいじめ問題への対応など、学校評価の項目にあるものについては、まず学校で検証してもらい、その検証に基づいて各学校ごとに次年度への改善策や対応策について話し合ってもらおう。本市全体としては生徒指導主任研修会等において、各学校の検証結果から改善策、対応策を検討し、改定の機会に反映していく。

委員

その場合、検討した結果は公表されるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長 学校評価については、各学校において公表している。また、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の対象となっている施策についても公表はされている。しかしながら、本基本方針の施策として全体をまとめた公表は行っていないのが現状である。

委員

公表されていないと、保護者や市民の意見は反映されにくいと考える。検証結果の公表について、検討してもらいたい。

委員

「第3章いじめの防止等のための施策」にある「学力向上策の推進」は本市独自の改定部分であるが、家庭学習の支援や保護者への支援という文言はみられない。この点について理由を伺いたい。

副部長兼教育指導課長

今年度については、本市小・中学生学力向上プランの中に「家庭学習の支援」という項目が入っているが、本基本方針の中には入れていない。

委員

いじめの防止を考えたときに、保護者の協力は不可欠であると考えます。

副部長兼教育指導課長

保護者との連携については「第4章学校におけるいじめの防止等の対策」の中に、「保護者・地域との連携」として項目を設けている。

委員

第3章にある「庁内関係課との連携」の中に学校との橋渡しをするとあるが、具体的にはどのようなことを行うのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

庁内関係課と学校との連絡調整については、教育指導課生徒指導担当が行うという意味である。

委員

誰が何をどのように行うのかを具体的に明記しなければ、責任の所在が明らかにならない。明示するようにしてもらいたい。

(4) 市内中学生傷害事件における対応について

(非公開)

(5) 小中学校にあるブロック塀の緊急点検の結果について

副部長兼教育財務課長

平成30年6月18日に大阪地方で発生した地震において、小学校のブロック塀が崩れ、幼い命が失われる事故が発生したことを受け、本市の小中学校にあるブロック塀の緊急点検を6月19日と20日の2日間に実施し、その調査結果を取りまとめた。この調査結果の内容については、6月21日に開催された、文化教育常任委員会へ報告したところである。この間、埼玉県教育局からもブロック塀の緊急点検の依頼があったため、同日、同様の内容を回答した。ブロック塀の高さが2.2メートルを超える学校が小学校で3校、中学校で1校あった。高さが1.2メートルを超える場合、3.4メートル以下の間隔で控え壁が必要となるが、控え壁が設置されていない学校が、小学校で8校、中学校で2校あった。また、劣化・損傷が著しいブロック塀のある学校が、小学校で12校、中学校で2校あった。

次に、文化教育常任委員会での報告後に、判明した事項とその後の対応状況についてであるが、6月22日に、建築基準法の違反が疑われた仙波小学校のブロック塀について、現地での状況を確認したところ、この物件は建築基準法が改正される前の昭和46年に、改修工事により設置されたものと判明した。これは、既存不適格建築物であり、違法性はないものの、安全対策の面から、早急に取り壊すこととした。

同日、埼玉県が県下の市町村に依頼した、今回の調査結果について、報道機関に公表したところである。その内容については、建築基準法に適合しない、または、その疑いのあるブロック塀を有する小中学校が1,222校中343校あり、劣化や損傷などが生じているブロック塀を有する小中学校が1,222校中161校と

のことである。

本市の今回の報告後の対応状況については、6月23日、24日、25日の3日間において、本市技術職員をすべての小中学校に派遣し、詳細な点検等を行い、その結果を早急に取りまとめる予定である。その結果を受けて、建築基準法に違反している塀については、取り壊すか補強工事を実施するなど早急に対応していく。

委員

ブロック塀の高さが2.2メートルを超える学校が小学校3校、中学校で1校あったとのことであるが、改修予定について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

小学校3校のうち、仙波小学校についてはすでに撤去済みである。その他については、本市技術職員が詳細を調査しているため、その結果を待って早急に対応したいと考えている。

教育長

その他の学校はブロック塀ではなく、投てき板であるか確認したい。

委員

そのとおりである。ブロック塀ではないため、埼玉県の対応状況などを確認しているところである。

委員

違法なところは早急に改善してもらいたい。今回の調査について、まず誰が行ったのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

該当するブロック塀の有無については、まず学校で実施してもらった。その後、一級建築士の資格を持つ本市技術職員による詳細な調査を実施したものである。

委員

ぜひ、専門的な職員による調査を実施してもらいたい。PTAなどの協力で、学校において独自に修繕等する場合は考えられる。その場合、専門家が関わらないことも考えられるので、校長が把握したら、教育委員会に確認し、教育委員会から専門職員に確認を依頼し、修繕等が適切に行われるよう徹底してもらいたい。

委員

学校における構築物の日常点検はどのようになっているか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

業務委託により行っている調査については、ブロック塀などは項目に含まれていないため、不十分と考えられる箇所を確認し、項目に加えられるか検討したいと考えている。

参事兼学校管理課長

概ね月に1回程度、校長が校内の安全点検を実施している。専門的見地ではない

が、目視や触れてみるにより危険箇所がないか点検している。

委員

半年あるいは1年に1度は、専門家による調査の実施を検討してもらいたい。校長による日常点検の結果を教育委員会は把握しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

心配な箇所については、教育総務部教育財務課に修繕等の相談や依頼があるため、把握している。

委員

専門家による定期的な点検を実施してもらいたい。危険度が高いところについては、優先的に改善するようにしてもらいたい。

教育長

年度当初に、指導主事による学校訪問があるが、そのような機会に教育財務課などの専門知識を持った職員に同行を求めるなど、点検への工夫をしてもらいたい。

副部長兼教育財務課長

毎年、学校に修繕等の希望調査を実施しているが、その際に専門職員による点検の希望などを加えられるか検討したい。

委員

今回の件を受けて、専門家ではないとはいえ、何が違法で何が違法ではないのか、点検する際の知識として必要であると考えます。

副部長兼教育財務課長

校長会等の機会を捉えて、点検の際のポイントなどの情報共有について検討したい。

(6) 市内中学校元生徒らによる損害賠償請求に係る訴状について

(非公開)

1 1 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第12号は人事に関する情報であり、報告事項(4)及び(6)は個人に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長井委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、平成30年7月30日(月)午後2時開催に決定した。